## 平成26年度第2回倉敷市地域包括支援センター運営協議会議事要旨

1 会議名

倉敷市地域包括支援センター運営協議会

2 開催日時

平成27年2月12日(木) 午後2時~午後3時40分

3 開催場所

倉敷市保健医療センター大会議室

- 4 出席者
  - (1) 委員(15名)

井上 隆子 (倉敷市栄養改善協議会)

植田 洋子 (倉敷市愛育委員会連合会) 内田 修子 (倉敷ねたきり・認知症家族の会)

甲加 和歌子 (岡山県薬剤師会倉敷支部)

小林 正和 (岡山県介護支援専門員協会倉敷支部) 高槻 貴子 (岡山県備中県民局健康福祉部)

田辺昭夫(倉敷市議会保健福祉委員会)土倉綾子(倉敷市老人クラブ連合会)中田雅章(岡山県社会福祉士会)

能登原 源次郎(倉敷市民生委員児童委員協議会)

藤井 誠 (倉敷市社会福祉協議会)

松井 聰一 (倉敷市内歯科医師会協議会)

三宅 啓文 (倉敷市連合医師会)

森山 千賀子 (倉敷市介護保険事業者等連絡協議会)

脇本 美香 (岡山県看護協会倉敷支部)

# (2) 事務局(12名)

北山 卓 (保健福祉局 参与)

高尾 眞市 ( "保険部次長)

三谷 育男 ( " 介護保険課 課長)

中津 朋子 (地域包括総合支援センター 所長)

光田 武道 (保健福祉局介護保険課 課長補佐)

本城 国 (保健福祉局高齢福祉課 主任)

橋村 和樹 (保健福祉局介護保険課 係長)

林 久雄 ( // 主任)

石井 幸祈 ( 主事) "

本安 伸一郎(地域包括総合支援センター 主任)

赤木 美鹿 ( 保健師)

板東 貞雄 ( " 主事)

#### 5 議題

- (1) 平成26年度上半期 高齢者支援センターの活動報告等について
- (2) 平成26年度巡回訪問指導について
- (3)センター評価内容の変更(案)について
- (4)その他
- 6 傍聴者の数 無し
- 7 審議内容
  - 1)開会
  - 2) あいさつ 北山保健福祉局参与が開会挨拶。
  - 3)議事
  - (1) 平成26年度上半期 高齢者支援センターの活動報告等について説明 事務局より説明の後,質疑応答
  - 委員 : 予防ケアマネジメントと総合相談支援は、大体同じようにできている感じはするが、 高齢者虐待については差がある。平成25年度の事業評価で新規の把握件数について、倉敷中部、倉敷南、中庄、天城、倉敷北、玉島南を指摘なされている中、倉敷中部は極端に減っている。25年度の事業評価で指摘された事が、この26年度の上半期ではいかされていないのではないか。権利擁護のその他というのがよく読めない。例えば倉敷中部だと何が105件あるのか、この中には成年後見が何件あるのか。また、社協がやっている地域福祉権利擁護事業の中には金銭管理などは入ってこないのか。
  - 事務局:倉敷中部については,今年度,8件と昨年度41件に比べて減っている。今回は,総合相談の中で,危ないなと思う事例に関して,早目の対処を行い,減っている。高齢者虐待は年ごとの状況により,数が推移するのではないかと考えている。平成25年度の事業評価に関しては,巡回訪問時に高齢者支援センターに提示し,指摘しているため,上半期の時点では,高齢者支援センターには伝わっていない。下半期以降は改善がなされてくるのではないかと考えている。権利擁護のその他の部分は,相談件数であり,必要に応じて日常生活自立支援事業,成年後見などにつなげるものである。相談を受けても制度につなげる必要がないものも含まれている。相談件数であるので,日常生活自立支援事業の活用にも繋がったケースも含まれているとは思うが,ここでは相談の総数をあげている。

委員 : 金銭管理は社協が行っているが, 高齢者支援センターには, 課していないのか。

事務局: 高齢者支援センターは,制度の活用が必要な方に対し,社協の方に繋げていくという役割である。

委員:相談件数をあげていることはわかるが,成年後見の制度については,実際にはその数を見て,評価をしているため,数は出した方がいいのではないと思われる。また,評価について,平成25年度の評価をするのであれば,平成26年度に活かされるべきであり,先ほどの下半期になって改善されるというのはおかしいのではないか。特に高齢者虐待の場合,実際高齢者虐待に対応した件数ではなく,高齢者支援センターが高齢者虐待の相談機関だという認識を,本人,家族,地域のみなさんが持っ

ていることが,件数に上がる大きな要素になっていると思う。ここでいえば倉敷中部の高齢者支援センターがそういう機関だという認識が,まだまだ薄いということで相談件数の少なさに繋がっているのではないか。虐待対応には至らないけれども,早い段階での対応をしてきたというのは,実際虐待対応をした数の件数であって,相談がないというのは,相談機能という役割を果たせてないということになるのではないか。

事務局:事業評価は,評価を業務に活かすという点で大切な事だが,それ以前に,日常業務の中で,地域包括総合支援センターが相談機関として何かあったら相談をしていただける形で対応してきたように思っている。事業評価にとらわれず,日常から相談には応じている。

今年度 ,倉敷中部の件数が少ない件については 関係機関やサービス利用を通じて , 防止に努めている状況であった。同時に , その他の方は少し増加しているが , 対応 は地域の組織と連携しながら行っている。

委員 : ケアマネ交流会に参加しているケアマネージャーは担当地域のケアマネージャーだと思うが, 再委託をしている居宅にも声をかけてもいいのではないか。交流会に行くことで, 包括の方々とケアマネが顔の見える関係となり相談しやすくなると思われる。

事務局:圏域以外の居宅介護支援事業所に対しては,今のところ実施していない。実情を確認し,高齢者支援センターが責任をもってケアマネの資質向上を目指して育成できるように考えていきたい。

委員 : もともと再委託の事業所で,地域外の居宅には,案内が来ないのか。 事務局:早急に確認したい。ケアマネがレベルアップできるよう対応したい。

会長:ケアマネ交流会というのは,来たい人が来てくださいという会なのか。それとも, 年に何回か来ないと,どうこうあるような会なのか。

事務局: 罰則規定などはなく,来て勉強してくださいという会である。

(2) 平成26年度巡回訪問指導について説明 事務局より説明の後,質疑応答

委員: 公正中立性の確保の中で,各特定の事業所への偏りという部分について,利用者ご家族のニーズに答えるためには,致し方ないと思うが,一つ気になっていることがある。25か所の高齢者支援センターが倉敷にあるが,連島高齢者支援センターと倉敷北高齢者支援センターは同一法人が運営されており,いささか違和感を覚える。同一法人が2か所運営するのは,少し公平公正,中立性に欠けるのではないかと考えるがいかがか。

事務局: 理事長は同一の方であるが,運営している法人は,連島が,社会福祉法人薫風会, 倉敷北は,医療法人平成会という医療法人である。代表者は同じだが,それまで運営してきた実績等などを勘案すると,同一法人とは考えていない。

委員 :よくわかった。巡回指導内容について,倉敷北,連島ともに特定の事業所の偏りが50%あるという所が一つ気になるのと,薫風会さんのパンフレットを見たが,連島高齢者支援センターと倉敷北高齢者支援センターが載っていた。これを見ると薫風会さんが2か所包括をもっているとしか認識できないので違和感を感じた。医療法人平成会と薫風会とを分けているのであれば,同じパンフレットに載せてはいけないのではないかなと感じている。

事務局:現状を認識していなかった。法人に確認し,注意喚起していきたい。

委員:公正中立の中で高齢者支援センターは,要支援から要介護に上がった時の紹介先を どうしているのか。また,新規の方が,要支援ではなく要介護だった時に,どこの 居宅へお願いするかという部分が,見えてこない。また,先日山陽新聞に載った書 類があるが,訪問時に,倉敷市はこういう事をしてるんですかと言われた。包括に 関係のない介護の利用者の方でも関心が高かった。そのことに関して聞かれた時, どう返答しているのか。

事務局:質問の確認をさせていただきたい。11頁からの資料の再委託先事業所の委託先の 部分で,新規,更新,変更の違いが判らないという意味での質問であろうか。

委員:記載されているのは,そのまま継続されている数だろうと思うが,業務の中で,委託以外のケースでも要支援が要介護になる場合があると思うが,そういった場合について。

事務局:どこを紹介しているかのプロセスについてのお尋ねでよろしいか。

委員: 資料にも何も入ってないし,評価の中にも入ってないと思う。そこが本来なら一番 公正中立でなければならないのではないか。どこを紹介するのか,全部自分の所の 事業所に行くのか。そういう視点はなかったのか。

事務局:ご指摘のとおり今までその視点はない。資料の報告というのは,あくまで介護保険法にもとづいた,要支援者の再委託についての報告の義務という事で出させていただいている。評価の視点では,ご指摘の点も,気にしてなかったわけではないが,要支援者の再委託も受けていただける居宅が無いと,高齢者支援センターも大変であるため,正式に出して支障がないのかどうか,事務局の方で一度検討させていただきたい。重要な視点だとは考えている。また,指導監査課が定期的に指定介護予防支援事業所に対し実地指導に入っている。その中で要支援者の方の,再委託のプロセスの明確化の部分と通常の要支援者の方へのプランの位置づけのプロセスを確認している。今年度も3月に集団指導があり,居宅介護支援事業所,予防介護支援事業所に指導を行い,引き続き公平中立な活動ができるよう指導していきたい。

委員: いろんな方々が集まる時,包括の職員さんが,報酬が少ないのだからうちの事業所が儲けてなにが悪いの,という言葉を時々聞く。一個人でそういう風には思わないと思う。トップダウンでなければ,そういう言葉は出てこないのではないのかと思っている。高齢者支援センターの職員さんが,包括では儲からない。だから自分の所で儲けないといけない。自分の所に事業を呼び込んで何が悪いのという,発言が出てくるということ自体が疑念を生む。近隣をみても包括自体を委託にしている所は少ないが,市が運営している所は公平にできているのではないか。いろんなところで,倉敷市は委託だから,委託しているところは大きくなる,儲かる,という噂をちらほら聞くので,伝えさせていただいた。

委員 : 指摘があった点は重要な点で, 倉敷市が25高齢者支援センターを, 民間事業所に 委託するという際に一番懸念されていた点が, 公平中立性が保たれるかということ であった。そこをきちんとやらず抱え込んでしまうと, 必ず起きるというところで ある。当初,自分の所の名刺をもっていってどんどんやってたみたいな事があった が, それは市議会の中でも議論され改善されてきたと思う。今のお話がでてくると いう事は, 公平中立という点で, まだ問題があると思う。全体としては少なくなってきているかもしれないが, 改めて総合包括として, 審議会意見がでたということ を踏まえ, 各事業所に公正中立について, もう一度指導していただきたいがいかが か。

事務局:今年度は何度となく,囲い込みに関する新聞記事が載せられ,今般,通知文章を出させていただいた。また,巡回訪問の中で,すべての高齢者支援センターに対して,

実際にどういった形でお勧めしているのかを,パンフレット等を用いて話を聞かせていただいた。しかし,そういった話があったという事は事実であるため,地域包括総合支援センターから,各高齢者支援センター,支援サブセンターに注意喚起を促していきたい。

会長 : 高齢者支援センター自体の指導とあわせ, 高齢者支援センター自体の職員指導。そ ちらの方もお願いしたい。

(3)高齢者支援センター評価内容の変更(案)について説明 事務局より説明。質問なし。

# (4)その他

- ・地域支援事業の実施の猶予に伴う倉敷市介護保険条例の一部改正について
- ・倉敷市地域包括センターの職員に係る基準を定める条例の施行について
- ・生活機能評価の廃止について
- ・機構改革について 事務局より説明の後,質疑応答。
- 委員 : 地域支援事業の猶予の問題だが,要支援1,要支援2の人たちを介護給付事業から外して市町村が行う事業に移行するとのことで,巷では要支援外しというような言い方もされている。今まで専門的な,全国一律に専門的なサービスを受けていた人たちのサービスが低下するのではないかと大変危惧されている問題である。国会でも相当な議論がなされ,27年4月実施ではなく,29年3月31日まで猶予する事になったと思っている。これがいつからとなるのか,高齢者支援センター職員みなさんも,ヘルパーの方もケアマネジャーの方も大変心配しており,一番気になっている所だと思う。市の条例で何故市長の定める日というようにしたのか。円滑に事業が進めるために市長の定める日にしたと言っていたが,市長の定める日とは,例えば31年3月31日にしてもいいという事ではなく,法が求める範囲以内という事だと思っている。円滑に実施するためであれば,法の求める実施有効期間にするのが本来の姿ではないか。わざわざ市長の定める日にした理由は何か。
- 事務局: 猶予期間は,市長の定める日という条例になっても,法律の定める,期限内で実施することは間違いない。市長の定める日とした事については,昨年の夏頃に国から出される予定であったガイドラインがまだ出されておらず,今現在,国から示されているのがガイドライン案であるため,最終判断がしにくいという面があったからである。最終的なガイドライン確定版が出された後,具体的に詰めていかないといけないと考えている。内容がまだ100%確定していない面もあるため,日にちだけ決めるという事が,本当にいいのかどうかというのもあり,こういった内容にさせていただいている。
- 委員 : 今の説明は説明になっていない。日を決める事がいいのかというのはどういう意味だろうか。全国調査では、移行するのは7%と言われており、市町村でいうと、大きい所と実際にモデル事業を実施した所が実施するだろうと思う。実際にガイドラインが出て、それに基づいて計画をしても今は27年2月であり、27年4月から準備を始めたとしても期間がない。円滑に進めるには事業者も困る。29年より先にまだ延ばす事が出来るならいいが、29年3月31日までには移行しなければならない。それならばその日に設定するのが当然の事で、それより早くする理由は成り立たない。何故29年3月31日という日ではいけないのか。29年3月31日というのは第6期の事業計画が終わる1年前である。第6期事業計画が進んでいる

中で変更があったら,おかしい事になるのではないか。予防事業が全部総合事業に移行する事になると,事業そのものが変わるわけであり,介護保険料を含めて見直しをしなければいけない。第6期の事業計画の策定委員会で,当初で出されるものを大きく変えないといけなくなる。第6期中にさわるなら,国の方もそれに間に合わない。途中で変える事のないよう,29年3月31日にしているのだと思う。この日にして何の不都合があるのか。

事務局:29年度からスタートするにしても,第6期の途中になるが,29年4月スタートするのがいいのかどうか。例えば地域支援事業の上限枠の問題も,事業の内容,介護予防サービスの内容をどうするかの問題もある。国は市町村の実情に応じてボランティアとかNPO等を活用も,検討するようにとの事だが,そのあたりが変わるのかどうか。介費用負担の割合は変わらず,内容が変わるだけであるため,そのことも踏まえて総合的に検討し,一番ベストなタイミングを決めていきたい。

委員 : これは条例の議論であり、ここでの議論ではないかもしれないが、高齢者支援センターに大きくかかわる問題であり、高齢者支援センターの職員、また法人の人たちはどうなるかと大変心配している。準備も必要である。市町村事業になり、今までヘルパーさんが行っていたものが、ヘルパーさんでない人でもよくなり、法人に委託されたら、どういった人をどう雇えばいいのかを含め、すべて準備が必要である。準備期間がないまま法人に委託されてもできない。しっかり準備をして移行できるように、しかも今までサービスを受けていた人たちが、サービスが継続できるようにちゃんとした体制をとると市は議会でも答弁されている。ぎりぎりまできちんとやるのが誠実な対応である。市長の定める日を定められたら、混乱するだけであり、条例上不備である。29年3月31日にすべき内容だと考える。それよりも早くなる事はないと考えるが、早くなる手だてか何か考えているのか。それはないのではないか。

事務局:今のご意見も踏まえ検討したい。最終的に一番いいタイミングを決めていきたい。できるだけ早く決めないといけないという思いはあり,サービスの内容が大きく変わると現場が混乱するという事も理解している。そのあたりも踏まえ実施時期,内容について決めていきたい。

委員: 会長にお願いしたい。みなさんのご意見もあると思うが,事業者の方々やまたこの事業に関わっている方々が,制度がどうなるのかということに関し心配されており,いつから変わるのか明示しないと,混乱がおきると私は思う。29年3月31日までに実施しなければならないので,その日をきちんと明示する事が,事業者のみなさんや利用者のみなさんに対する市の責任だと考える。できれば審議会としてもそういう意見があったという事について,会長にでもまとめていただけるとありがたいと思うのだがいかがか。

会長 : そういう意見,要望があったということでよろしいか。

事務局より報告事項。

### 4) 閉会挨拶

三谷介護保険課長が閉会挨拶。